

令和6年

監査結果に基づき市長等が講じた措置

(第1回)

富 津 市 監 査 委 員

報告の概要

監査の結果に基づき市長等が講じた措置について、下表のとおり執行機関から通知があった。今回通知を受けた措置は、令和5年度財政援助団体等監査（一般社団法人富津市シルバー人材センター）の結果に係る措置4件である。

【措置事項】

監査結果	措置状況	対象部局
1 一般社団法人富津市シルバー人材センター		[対象団体] 一般社団法人富津市シルバー人材センター [所管部局] 健康福祉部介護福祉課
(1) 補助金申請事務について		
市からの補助金交付決定通知書の收受日前に、当該補助金交付請求書の起案がなされていたため、適正な事務の執行に努められたい。	市の補助金交付決定後に請求書の提出に係る事務を行うよう助言しました。	
(2) 規定等について		
定款をはじめとする規定等に不備が見受けられたため、現在の運用に即した見直しを行うなど適切に整備されたい。	規定等と現在の運用とに齟齬がないよう、規定の修正について助言しました。	
(3) 財務諸表について		
科目別経費内訳書は適正に処理されているが、財務諸表等への計上誤りが複数にわたり判明したため、適切な確認体制を構築されたい。	補助金の交付決定等に係る事務の際、市からも計上の誤りを指摘しました。	
2 所管課（介護福祉課）		
(1) 補助金事務について		
補助金関係事務において、一般社団法人富津市シルバー人材センターから提出された交付申請及び実績報告について、補助対象経費の内容等を精査していなかったため、書類審査を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。	補助金対象経費については、「シルバー人材センター補助金対象経費算出内訳表」の提出を依頼し、金額を把握しております。今後は、当該内訳表、シルバー人材センターに係る収支計算書及び正味財産増減計算書を照らし合わせ、金額や内容の整合性に係る審査を徹底して行います。	